

きたしん地域サポートローン

令和5年4月3日現在

| 商 品 名 (愛 称) | きたしん地域サポートローン |
|-------------------|---|
| ご利用いただける方 | 当金庫の会員資格を有し、次のいずれかに該当する法人 <ul style="list-style-type: none"> ・業歴3年以上であること ・過去3期の決算で2期利益計上していること ・直近決算が債務超過でないこと ・信金中央金庫のSDBを用いた財務分析による結果が一定以上の区分であること ※SDBとは全国の信用金庫の取引先中小企業のデータを蓄積した信用リスクデータベース ※本件お借入金額と当金庫での既お借入金額を合算した金額が、一定金額以上となる場合は、当金庫の会員となっていただきます。 |
| 使いみち | ・運転資金 |
| 融資金額 | ・100万円以上2,000万円以内（但し、月商の3か月分以内） |
| 利用期間 | ・1年以内 |
| 融資利率 | ・当金庫所定の融資利率を適用させていただきます。 |
| 融資形態 | ・当座貸越（但し、通帳式のみ）または手形貸付 |
| 返済方法 | ・当座貸越は随時返済、手形貸付は一括返済とします。 |
| 保証人 | ・「経営者保証に関するガイドライン」に基づき対応させていただきます。 |
| 担保 | ・原則不要とします。 |
| 手数料 | ・手数料は融資実行手数料2,200円（税込）をいただきます。 |
| 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または本部事務管理部（9時～17時、電話：0120-778-211）にお申し出ください。 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記事務管理部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫事務管理部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、取扱店窓口へお問い合わせください。 |